

## 福岡市テレワーク促進事業支援金 募集要項

### 1 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、企業におけるテレワーク環境の整備が進んでいますが、実際の整備状況には企業規模による格差が生じています。本支援金は、国県の制度活用が難しく、整備が進んでいない地場中小企業・小規模事業者を対象としており、対象期間内にテレワークに対応した就労に関する新たな労使間の協定等を行い、テレワークに対応した電子ツールなどのソフトウェア等を新たに導入することが必要となりますので、必ず事前にこの募集要項をご確認ください。

### 2 対象者

認定通知以降に対象事業を実施する事業者で次の各号のいずれにも該当する者（注を除く）。

(1) 市内に 本店 を置き、常時雇用する従業員が2人以上の 中小企業（個人事業主含む）

または

市内に 主たる事務所 を置き、常時雇用する従業員が2人以上 20 人以下の法人・組合

※本店・主たる事務所：登記簿謄本において本店・主たる事務所として登記されている事務所

※中小企業の定義

| 業種                        | 資本金または従業員数           |
|---------------------------|----------------------|
| ①製造業, 建設業, その他の業種(②~④を除く) | 3億円以下 または 300 人以下    |
| ②卸売業                      | 1億円以下 または 100 人以下    |
| ③サービス業                    | 5,000 万円 または 100 人以下 |
| ④小売業                      | 5,000 万円 または 50 人以下  |

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下、「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 福岡市税にかかる徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(5) すでに当該支援金の交付を受けていないこと

(注) 上記に該当する者でも、下記に該当する者は対象外

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- ・その他、本支援金の目的・趣旨から適切でないことと委員会が判断する者

### 3 対象経費

市内の事業所において、対象事業を実施する際のコンサルティング費用や機器の導入費用などを支援します。また、対象事業の実施について、コンサルティング支援が必要な場合は、サポーター企業（注）をご紹介します。サポーター企業の一覧は、ホームページよりご確認ください。

| 支援対象経費  | 支援率   | 上限   | 内容   |
|---|-------|------|--|
| ①コンサルティング費用                                       | 10/10 | 10万円 | サポーター企業によるコンサルティング費用<br>(⑤の内容を参照)                        |
| ②機器購入・リース費用                                       | 1/2   | 40万円 | PC, タブレット等の機器購入・リース費,<br>設置費, 運用サポート費等                   |
| ③委託費  |       |      | システム設計・構築費, 保守委託費等の<br>業務委託費                             |
| ④ソフトウェア等使用料                                       |       |      | ソフトウェア等の使用料  |
| ⑤コンサルティング費用<br>〔<br>・①の上限を超える金額<br>・サポーター企業以外を利用〕 |       |      | 導入機器等テレワーク環境の整備に関すること,<br>就業規則, 人事評価制度の改正等の<br>専門家への相談料等 |

※対象経費は、消費税及び地方消費税を含む。

※対象経費に期間による料金設定がある場合は、支援対象事業の完了期限までに支払いが確認できたものに限る(最大1年分)。

※国や地方自治体等が実施する制度と重複する経費は対象外とする。(例: 同じ機器の二重申請×)

※算出された支援金の合計額に、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) サポーター企業は、対象事業の実施にあたり、導入機器に関する相談、就業規則の変更、労務管理等のコンサルティングを実施します。希望する支援の内容に応じて複数社サポーター企業をご紹介しますが、対象事業を実施しなかった場合は支援金の対象となりませんので、サポーター企業と支援内容や費用面について事前協議をお願いします。

#### 4 認定申請受付期間

令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)まで。

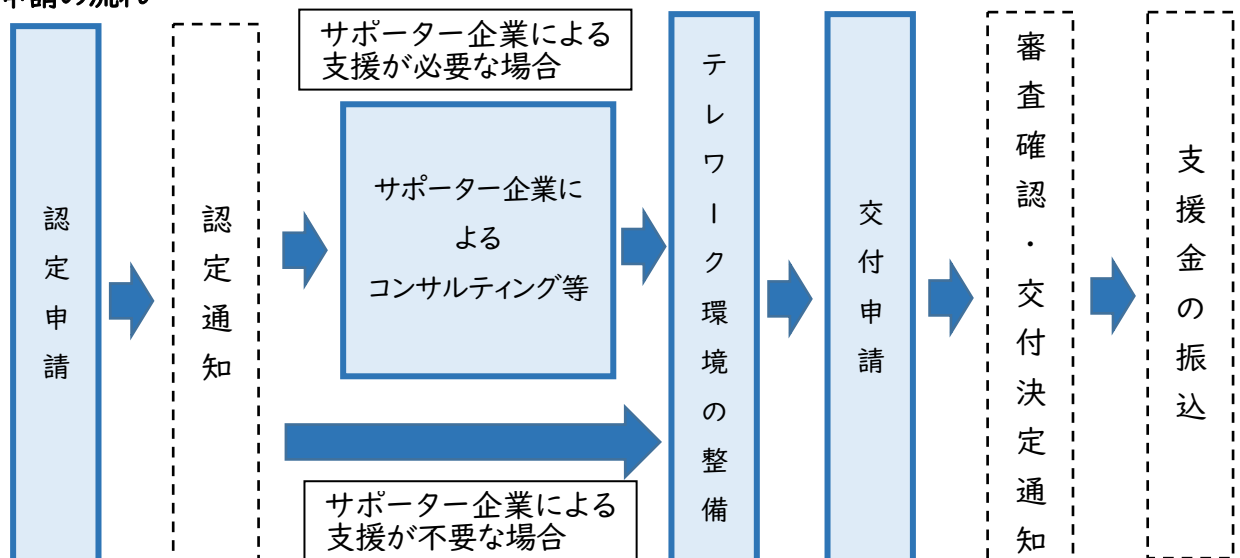
※予算の上限に達し次第、受付を締め切ることがあります。

#### 5 支援対象期間

認定通知から令和2年6月30日(火)までに支援対象事業の取り組みが完了するもの。

※完了しない場合は、支援金を受けられない場合があります。

#### 6 申請の流れ



※  は申請者が行う項目です。

※サポーター企業のご紹介は、事前相談または認定通知の際にお知らせします。

## 7 申請方法

テレワーク促進事業支援金 専用申込フォームに必要事項を入力し、下記の資料を電子ファイルで添付して申請してください。

### ①認定申請(50MB以下)

#### (1) 役員名簿(様式第1号)

法人等の場合:登記事項証明書に記載される役員すべてを記載

個人事業主の場合:代表者分のみを記載

#### (2) 常時雇用する従業者の数が分かる書類

法人等の場合:法人市民税申告書の写し

個人事業主の場合:雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し2名分

上記書類がない場合(要理由):従業者数が分かる会社案内の写し、会社ホームページ画面の写し等

#### (3) 法人等の登記事項証明書(個人事業主の場合は確定申告書の写し)

#### (4) 代表者の本人確認書類

1点確認書類:運転免許証,パスポート,身体障がい者手帳等

2点確認書類:健康保険証,介護保険証,年金手帳,年金証書等

### ②交付申請(100MB以下)

#### (1) テレワークに関する新たな規定等の写し

例:テレワークに関する規定を新たに追加した就業規則,労使間の協定,労働条件通知書の写し等

#### (2) テレワーク環境を新たに整備したことがわかる書類

例:新たに導入したソフトウェア等のライセンス情報の記載がある画面の写し

新たに導入したリモート機器で社内システムにアクセスしたことがわかる記録等の写し

新たに導入した Web 会議ツール等を使用し,会議等を実施したことがわかる書類

※新たに整備したことがわかる書類は,複数提出していただくと同様に審査を行うことができます。できるだけひとつの PDF ファイルでご提出ください。

#### (3) 領収証等の経費の内訳及び支払いを証する書類

※会社名,日付,購入等した金額(内訳含む)が分かるものをご提出ください。

※リース・使用期間が発生する場合は,賃貸借契約書等の期間がわかる書類もご提出ください。

#### (4) 誓約書(指定様式)

※法人の代表者又は個人事業主が自署したものをご提出ください。

### <テレワーク促進事業支援金専用申込フォーム>

福岡市ホームページ:新型コロナウイルス感染症について(トップ):事業者向け情報:テレワーク導入支援:申請ページをクリック

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/k-yuchi/business/tele.html>

## 8 支援金に関する注意事項

- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じて申請画面等の控えを保存してください。
- ・添付書類がすべて揃わないと、支援金の支給は受けられません。
- ・申請期限や提出書類の再提出期限までに申請や再提出がない場合は、申請を辞退したものとみなします。
- ・審査の結果、交付決定されないことや、交付申請額から減額して交付することがあります。
- ・認定通知以前に導入した機器等は対象となりません。
- ・審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、現地確認、Web面談等を行う場合があります。
- ・申請や添付書類に虚偽の内容があった場合は、支援金の返還を求める場合があります。
- ・交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに返還を求める場合があります。
  - (1) 第6条に規定する支援対象者ではなくなったとき。
  - (2) 支援金の交付を辞退したとき。
  - (3) 虚偽の申請その他不正な行為があると認められるとき。
  - (4) 法令又は公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- ・取得した財産は、支援対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意者をもって管理し、支援金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- ・取得した財産は、原則として委員会の承認を得ずに処分してはなりません。ただし、取得財産の耐用年数を勘案して相当な期間を経過した場合は、この限りではありません。

### 【問い合わせ先】

福岡市テレワーク促進委員会事務局

TEL:092-711-4849(5/1~5/6), 092-852-3453(5/7~6/30)

専用申込フォーム内のお問い合わせ受付(5/7~6/30)

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/k-yuchi/business/tele.html>

※電話による問い合わせは平日 10時~17時(12~13時を除く)に限ります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則電話またはメールでのお問い合わせに限ります。